

事務局説明資料 (これまでの議論で異論がない意見)

令和6年11月

経済産業省 産業組織課

(1) 総論（本制度の必要性）

- **多数決により債務整理を可能とする制度には賛成**であり、基本的な方向性にも概ね異論ない。
- **全員同意が必要となる既存の制度**では、**一部の反対債権者との交渉・説得に追加の時間**が非常に長くかかり、一部の反対債権者の意見を取り入れる等のために計画案を修正する必要もあり、**既存の制度だけで十分とは言えない**。
- **いざというときに多数決で決定できることは物事を進める上で大事な選択肢**となる。
- 新陳代謝を促す側面でも、**早期のタイミングから利用しやすい制度**を創設すべき。
- 中堅・中小企業の早期事業再生促進という観点からは、既に中小企業活性化協議会等の私的整理の制度が併存している中で、全員一致であるために事業再生を躊躇せざるを得ないことが本当にあるのかは若干疑問であり、本制度の必要性について検討する必要がある。他方で、**海外の債権者やステークが大きく異なる債権者がいる場合や、同じ金融機関でも大きく性質の異なる債権者群がいる場合、同質の債権者を前提とした既存の制度では事業再生が図れない場合を想定すると、本制度は必要となってくる**。
- **憲法の専門家から詳細な説得力のある意見が出されたことは、議論を大きく前進させるもの**と認識。憲法29条との関係では、昭和45年最高裁大法廷決定後の財産権保障の判例分析を踏まえて論じていただいたこと、憲法14条との関係でも、金融債権とそれ以外の債権を区分することについて憲法上合理性が認められることについて示していただいたことは**大変意義深い**。

(2) 対象事業者

- 中小企業については、中小企業活性化協議会や中小企業の事業再生等に関するガイドラインが有効に利用されており、本制度を使用する必要性は相対的に低く、かつ、厳格な手続きが実務的に中小企業にそぐわない場合もあるため、**本制度の対象としては大企業や中堅企業が想定**される。

(3) 対象債権

- 金融機関は事業価値を把握してモニタリングを行うことを業としていることから、金融債権は商取引債権と質的に相違があるため、**対象債権を金融機関等の保持する金融債権に限定することが適切。**
 - 事業再生の慣行として、(2001年に策定された) 私的整理ガイドライン以来20数年を経て形成されてきた一定の規範意識として、金融機関等の金融債権が商取引債権を含むその他の債権と実質を異にしたものであるという前提に立ち、**対象を金融債権に限定することは合理的。**
 - 内閣官房の分科会で示された方向性(案)は、原則として全債権を対象とすることで債権者の平等に配慮したものと理解するが、対象債権の選択が恣意的に行われる懸念があり、**最初から対象債権を金融債権に限定することが望ましい。**
 - **金融債権とそれ以外の債権を区分することについて憲法上合理性が認められることについて示していただいたことは大変意義深い。**
- ※ 基本的な方向性として、対象債権を(直接の商取引に影響しない)金融債権に限定することについて、異論がない状況であるが、具体的な対象債権の範囲や根拠については引き続き論点であり、資料3の論点⑦を参照のこと。

(4) 担保付債権の取扱い

- 現行の私的整理の延長として、担保権の有無にかかわらず、多数決による権利変更の対象とはしないものの、手続には取り込むべき。
- 一時停止の対象には保全部分も含めるべきである。
- 担保の有無に関わらず金融債権を一時停止の対象とし、本制度の手続に取り込むことについて、金融関係者の意見としても異論ないと認識している。

(5) 一時停止

- 個別回収がなされると公平な事業再生が困難となるため、**一時停止には賛成である**。一部の債権者が一時停止に同意しない場合、**裁判所が一時停止命令を迅速に発令できる制度が必要**。
- 計画案について多数決を導入する以上、手続の初期の段階でも、何らかの強制措置を設けるべき。**裁判所により強制的に一時停止を決定できる措置が必要**。
- **一時停止は**、個別の強制執行や担保権実行を停止する**強制力を持ったものが必要**である。
- **担保の有無に関わらず金融債権を一時停止の対象**とし、本制度の手続に取り込むことについて、**金融関係者の意見としても異論ないと認識**している。

(6) 決議・裁判所認可手続

(●：委員、○：金融／実務関係者)

- 裁判所の認可は必要。
- 仮に多数決で可決したとしても、実体的な判断の在り方や中身の適正性も裁判所が見ることを期待しているのか、又は、多数決で正当化される、という考えか。
 - 多数決のみでは掘り所に乏しい。何らかの濫用があり、多数決で意見が通ってしまった場合に**裁判所の不認可の判断がなければ、制度として安心して使えない。**

(7) 第三者機関

- 本制度は、民間の第三者機関と裁判所のハイブリッドな手続となるため、**第三者機関の公平・中立性、専門性を認定する仕組みを構築すべき。**
- 第三者機関は、**手続の公平性・信頼性確保の肝**であるため、**中立・公平、専門性があり、経験豊富な方が選ばれることが望ましい。**債務者と債権者の意見調整、手続の公正性や計画の内容の合理性について意見を述べる仕組みがよい。
- **第三者機関は審査機能と再生計画の作成をサポートする機能の両方**を持てるよう、人的体制を整えていただきたい。
- 新しい機関を創設するのではなく、**既存の制度・枠組みの活用も考えられる。**